

平成29年 1月20日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄

大型ごみ有料化の導入について（答申）

平成28年5月23日付（東大阪環循第170号）で本審議会に対して諮問された事項について、別紙のとおり答申いたします。

大型ごみ有料化の導入について（答申）

東大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成29年1月

目 次

はじめに	1
1. 東大阪市の状況.....	2
2. 有料化をめぐる国・自治体の動き.....	3
3. 有料化の目的.....	3
4. 有料化の対象.....	3
5. 有料化の仕組み.....	3
6. 導入にあたっての配慮事項.....	5
(資料)	
資料1 審議会の開催経過.....	7
資料2 東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	8
資料3 諮問書.....	9

はじめに

東大阪市では、「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪」の基本理念のもと、ごみの発生抑制や資源の有効利用など、市民・事業者・行政との三者協働で3Rの推進に努めてきました。

平成28年3月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定している一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）を改定しています。

計画では、さらなるごみの減量目標を達成するために、比較的大きな減量効果が見込め、すぐに実施することが望まれる取り組みを重点プロジェクトとして掲げるなど、引き続き、基本理念の実現を目指すこととしています。

このような中、東大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）では、平成28年5月に開催された審議会において、市長から大型ごみ有料化の導入について諮問を受けました。

本審議会では、市からの諮問に基づき、東大阪市における大型ごみ処理の現況や有料化導入の必要性、有料化を導入する場合の仕組み、配慮事項等について幅広く慎重に審議を重ねました。

審議の結果、ごみの排出量及び焼却処理量の削減、環境を意識したライフスタイルの浸透、排出量に応じた負担の公平化を主な目的として、今後大型ごみの有料化を早期に導入し、循環型社会の形成を目指していくことが適当であるとの意見で一致しました。

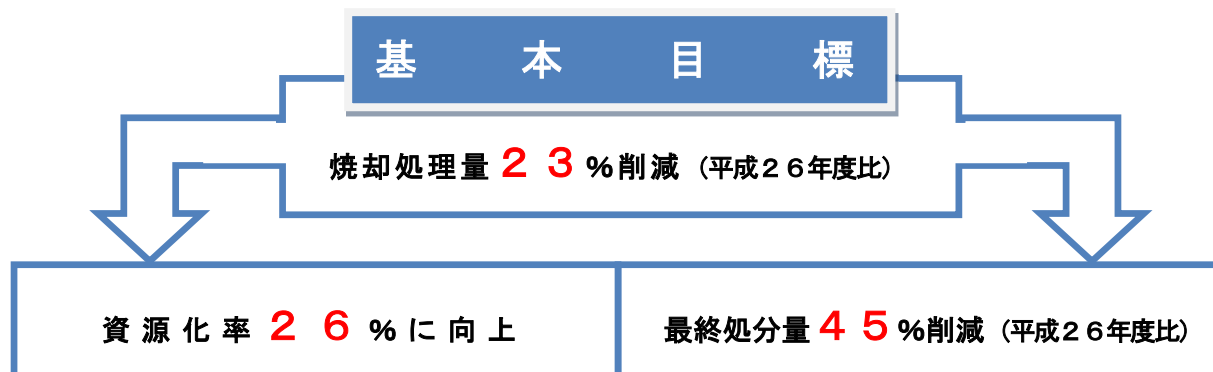
今後、東大阪市においては、本答申を十分尊重して大型ごみの有料化を実施するとともに、ごみの減量・リサイクルの取り組みを一層推進することで、市民の環境意識が向上することを期待します。

1. 東大阪市の状況

東大阪市の平成15年10月から大型ごみを従来の定期収集から電話申込制に変更し、1回の申込みにつき10点まで無料として収集を開始しました。その後排出量は減少したものの、近年は横ばいの状態が続いており、平成27年度の排出量は約4,700トン、申込み件数は192,295件となっており、前年度と比較すると排出量、申込み件数ともに微増しております。

平成28年3月に改定した計画では、今後10年間で焼却処理量23%削減（平成26年度比）するなどの目標を設定し、目標を達成するための重点プロジェクトとして位置付けている大型ごみ有料化の導入に向けた具体的な検討を進めることとしております。

一般廃棄物処理基本計画における減量目標



過去5年における大型ごみ処理量と収集受付件数の推移



2. 有料化をめぐる国・自治体の動き

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであることが示されております。

国においては、市町村が一般廃棄物処理に有料化施策を導入する場合、あるいは見直す場合に参考となる手引書を策定しております。一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）によると平成26年度において、全国の6割以上の市町村が一般ごみ（家庭ごみなど）の有料化を導入しています。

また、大阪府内の市町村では、平成28年3月時点で43市町村中、31市町村が既に大型ごみ（粗大ごみ）の有料化を導入しております。

3. 有料化の目的

東大阪市で大型ごみの有料化を導入する主な目的は、以下に示す3項目とし、今後ごみの減量とリサイクルを一層推進していくことを要望します。

- ・ごみの排出量及び焼却処理量の削減
- ・「ものを大切に作る」など環境を意識したライフスタイルの浸透
- ・排出量に応じた公平なごみ処理費用の負担

4. 有料化の対象

有料化の対象は、一般廃棄物処理計画において定める大型ごみとします。ただし、市で収集・処理できないごみは除きます。

5. 有料化の仕組み

審議会では、東大阪市におけるごみ処理の現況や近隣市における有料化実施状況、大型ごみの収集に関する市政モニターアンケート結果等を分析し、検討を重ねた結果、以下の方法により実施することが妥当であると判断いたしました。

(1) 手数料設定方法

- ・ 大きさ別、重量当たりの処理費用に基づき設定するなど、市民にとって分かりやすい方式を採用すること。
- ・ 概ね処理経費の30%を市民の負担割合とするなど、市民の理解が得られる手数料設定にすること。
- ・ 大型ごみ有料化を導入している近隣市の料金水準とのバランスやそれに伴うごみ減量効果などを十分勘案すること。

(2) 手数料徴収方法

- ・ 費用負担の公平性を確保するため、1点目から手数料を徴収することが望ましいと考える。
- ・ 料金未納が発生するリスクを未然に防ぐため、事前納付制度を採用することが望ましいと考える。具体的には、事前に処理券（シール）を購入して貼り付ける方法を提案する。
- ・ 上記の徴収方法を採用する場合、処理券はできる限り市民が購入しやすい場所で販売することが望ましいため、多くの販売店で協力を得られるように努めること。

(3) 収集方法

- ・ 現行の電話申込制である随時収集を基本とし、市民が利用しやすい方法を考慮したうえで、インターネットなどを活用した申込制の導入についても検討すること。
- ・ ごみ減量意識の向上やなるべく市民が希望する日時に収集可能な体制を構築する必要があるため、1回あたりに排出できる点数を制限すること。

6. 導入にあたっての配慮事項

有料化を導入するにあたっては、市民との協力体制が不可欠であることから特に以下の事項については十分に検討したうえで進めていくことを要望します。

(1) リユースの推進

・大型ごみをごみとせず、まだ使用が可能な家具類や寝具類などをリユースしていくことが今後、大型ごみの発生抑制を進めていくためには不可欠である。

したがって、まだ使えるものの提供方法や不用品交換システムの導入及び様々な媒体を活用した情報提供システムの整備など、リユースの仕組みづくりを市民や事業者と連携しながら取り組むこと。

(2) 不法投棄対策の強化

・不法投棄の防止に関する広報や啓発活動を効果的に行うとともに、有料化実施後は、不法投棄が増加することも想定されるため、監視体制の強化、監視カメラの設置、自治会や警察との連携を更に強化するなど、不法投棄件数の減少に努めること。

(3) 持ち去り対策

・廃棄物における適正処理の推進や市民の分別意識、有料制による排出への協力意識の低下の抑制及び集積所の衛生確保の観点から、大型ごみなどの持ち去り対策を早期に検討すること。

(4) 高齢者等への配慮

・大型ごみは重く、大きいため、戸外に排出することが困難な市民も多いと思われる。地域社会の相互扶助だけでは対応しきれないことも鑑み、福祉部門と連携し、高齢者等への大型ごみ収集に関する施策の充実を図ること。

(5) 市民への周知

・有料化の導入にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、十分な周知期間をもって他部局とも連携しながら、有料化の目的や排出方法などに関する事項

について市民説明会やあらゆる広報媒体を活用し、周知啓発を行うこと。

(6) 手数料収入の使途

- ・有料化の目的の1つとして、ごみの排出量及び焼却処理量の削減を掲げていることから、手数料収入は制度の運用費用の他、発生抑制やごみの減量化・資源化の推進など廃棄物関連施策の財源として活用すること。

- ・手数料収入の使途については、市民に広く情報公開したうえで十分な理解を得ること。

(7) その他

- ・有料化導入の直前には市民の駆け込み排出が予測されるため、申込の受付・収集体制を十分に整備すること。また、東大阪都市清掃施設組合などとの連携により、万一の場合を想定し、ストックヤードの確保についても検討すること。

- ・有料化実施後は、実施状況及びその効果について点検を行い、今後のごみ減量施策に反映すること。

(資料1) 審議会の開催経過

	開催日及び開催場所	主な審議内容
第1回	平成28年5月23日(月) 市役所22階会議室	○会長及び副会長の選任 ○大型ごみ有料化の導入について(諮問) ○本市のごみ処理の現況について ○大型ごみ有料化の実施状況について
第2回	平成28年8月1日(月) 市役所22階会議室	○市政モニターアンケート結果について ○大型ごみ有料化の基本方針について
第3回	平成28年11月16日(水) 市役所22階会議室	○大型ごみ有料化の導入について(答申素案)
第4回	平成29年1月11日(水) 市役所18階大会議室	○答申案の取りまとめ

(資料 2) 東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	氏名
学識経験者	立命館大学政策科学部	小幡 範雄
	近畿大学総合社会学部	内海 秀樹
	大阪教育大学教育学部	石川 聡子
	近畿大学法学部	吉川 正史
団体役員	東大阪市自治協議会	岩浅 哲治
	東大阪市消費者団体協議会	福本 千代美
	東大阪市再生資源集団回収推進協議会	村田 俊明
	東大阪商工会議所	岡本 義克
	東大阪市社会福祉協議会	住山 仁美
	東大阪清掃事業協同組合	藤原 信吾
市民代表	市民公募	栗本 初枝
	市民公募	森 公子
関係行政機関 の職員	東大阪都市清掃施設組合	清水 秀樹

事務局 環境部

(平成 29 年 1 月現在)



(資料3) 諮問書

東大阪環循第170号
平成28年5月23日

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範 雄 様

東大阪市長 野田 義和

大型ごみ有料化の導入について（諮問）

本市では、平成28年3月に策定した「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）」の基本理念である「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪」の実現に向け、市民・事業者・行政、三者が取り組むべき施策の基本方向を定めました。

本計画を進める中で、排出量に応じたごみ処理費用負担の公平化やごみの発生抑制・再使用への市民意識の向上を図るため、計画の重点プロジェクトとして位置付けている「ごみ有料化の導入」のうち、大型ごみの有料化につきまして、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

本市では、1人1日あたりのごみ排出量は大阪府内市町村の中でも非常に多く、一般廃棄物（ごみ）の焼却処理量やリサイクル率、最終処分量においては、計画目標値を下回っております。また、焼却残渣の埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）では、廃棄物の受け入れを平成39年度で終了予定としていることから最終処分場の余命年度を引き延ばすため、更なるごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）」に基づく国の基本方針では、市町村の役割として、廃棄物の発生抑制やごみ処理費用の適正負担を目的として、一般ごみ有料化の推進に関する内容が示されております。これらを踏まえ、法第6条第1項の規定に基づき、平成28年3月に改訂した東大阪市一般廃棄物処理基本計画では、「ごみ有料化の導入」を重点プロジェクトとして新たに位置づけ、大型ごみ有料化の早期導入に向け、具体的な検討をしていくこととしております。

そこで、大型ごみ有料化の導入について貴審議会に対し、収集方法や処理手数料の考え方、さらに手数料の徴収方法、市民の方々への周知方法等を含めて意見を求めるものです。